主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人及び被告人Aの上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長	長裁判官	霜	Щ	精	_
	裁判官	栗	Щ		茂
	裁判官	/]\	谷	勝	重
	裁判官	藤	田	八	郎
	裁判官	谷	村	唯一	郎